新潟県の給与・定員管理等について

1　総括

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 2,213,353	千円 1,170,468,975	千円 14,203,050	千円 232,568,242	% 19.9	% 23.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
2年度	人 24,995	千円 108,743,741	千円 19,994,000	千円 41,458,133	千円 170,195,874

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,809	千円 6,626

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。
２　職員数については、２年４月１日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3)ラスパイレス指数の状況

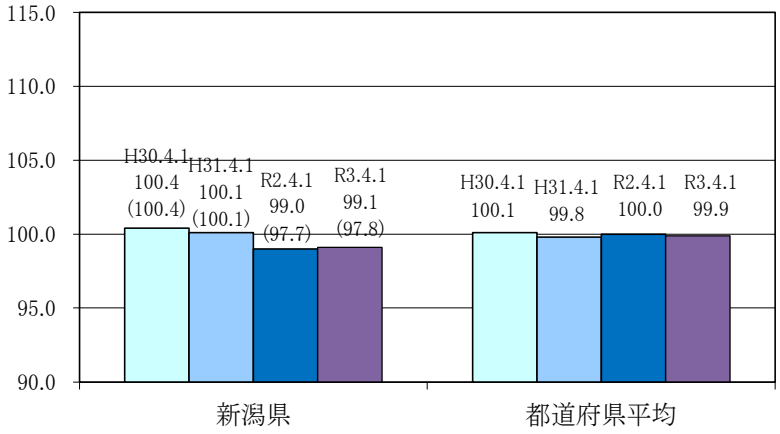

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

※　３年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧　告 (改定率)		
3年度	円 373,724	円 363,911	9,813 円 (2.70%)	% 0.00	% 0.00	% 改定なし

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧　告 (改定月数)		
3年度	月 4.28	月 4.40	月 △ 0.12	月 △ 0.10	月 4.30	月 4.45

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施)　未実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期）

平成27年4月1日

（内容）

・給料表を人事院勧告における平成27年４月１日から適用する俸給表に準じて改定（経過措置3年間）

・改定前の水準が国を下回っているため、改定率は行政職給料表で平均△1.4%（最高△3.4%）と国の△2.0%よりも引下げ幅が抑えられた見直しとなっている。

・行政職給料表以外の給料表についても、行政職との均衡を考慮し、引下げ改定

②地域手当の見直し

実施内容

（支給割合）

県内一律 1.5%

（支給時期）

平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は0.5%、平成28年度は1.0%、平成29年度は1.1%、平成30年度以降は1.5%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	0 %	新潟市 1%	新潟市 2 %	新潟市 3%	新潟市 3%	新潟市 3%	新潟市 3%	新潟市 3%	新潟市 3%
新潟県の支給割合	0 %	新潟県内 0.5 %	新潟県内 0.5 %	新潟県内 1 %	新潟県内 1.1 %	新潟県内 1.5 %	新潟県内 1.5 %	新潟県内 1.5 %	新潟県内 1.5 %

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

現下の厳しい財政状況を考慮し、削減措置を行っています。

区分			削減率						措置期間
			給料・報酬月額	給料月額	地域手当	期末手当	管理職手当	期末・勤勉手当	
特別職	知事		20%	20%	－	20%	－	－	R元.11.1～R6.3.31
	副知事、教育長、常勤監査委員、地方公営企業管理者		15%	15%	－	15%	－	－	R元.11.1～R6.3.31
	議長、副議長、議員		10%	10%	－	10%	－	－	R元.11.1～R5.4.29
一般職	部長級職員		10%	8.5%	給料月額の1.5%	－	10%	10%	R元.11.1～R6.3.31
	課長級職員 （ ）内は所属長を除く課長級職員の措置期間		5%	3.5%	給料月額の1.5%	－	5%	5%	R元.11.1～R6.3.31 (R2.4.1～R6.3.31)
	上記以外※	行政職３級以上 （ ）内はR5.4～R6.3(4年目)の削減割合	2.5% (2.0%)	1.0% (0.5%)	給料月額の1.5%	－	－	3%	R2.4.1～R6.3.31
		行政職１・２級	1.5%	－	給料月額の1.5%	－	－	3%	R2.4.1～R6.3.31

※　行政職以外については、行政職３級以上の職員に適用される期末・勤勉手当の役職加算適用の有無を基準とし、役職加算が適用されない職員を行政職１・２級相当としています。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（３年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
新潟県	44.0 歳	328,211 円	405,328 円	355,527 円
国	43.0 歳	325,827 円	―	407,153 円
都道府県平均	42.8 歳	322,084 円	414,254 円	364,117 円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
新潟県	54.7 歳	362 人	335,380 円	369,459 円	350,770 円	－	－	－	－
運転員	55.8 歳	83 人	363,237 円	373,793 円	376,195 円	乗用自動車運転者（タクシー運転手を除く）	59.7 歳	205,400 円	1.82
用務員	56.4 歳	95 人	331,888 円	341,619 円	343,345 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者 ※4	50.3 歳	235,200 円	1.45
学校給食員	52.0 歳	16 人	342,731 円	351,594 円	352,243 円	飲食物調理従事者	43.2 歳	226,000 円	1.56
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	－	328,603 円	－	－	－	－
都道府県平均	53.8 歳	176 人	315,772 円	370,253 円	347,007 円	－	－	－	－

区　分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
新潟県	―	―	―
乗用自動車運転者（タクシー運転手を除く）	6,195,944 円	2,608,600 円	2.38
他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者 ※4	5,525,241 円	3,186,100 円	1.73
飲食物調理従事者	5,788,858 円	3,064,200 円	1.89

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成30～令和2年の3ヶ年平均)
※2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
※4 用務員の民間データについては、都道府県別の数値は公表されていないので全国平均のデータを使用しています。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟県	48.7 歳	399,032 円	447,743 円
都道府県平均	44.9 歳	371,982 円	433,607 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟県	42.9 歳	358,411 円	399,652 円
都道府県平均	42.3 歳	355,651 円	410,573 円

⑤警 察 職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
新潟県	38.8 歳	321,220 円	436,172 円	347,788 円
国	41.4 歳	320,029 円	―	378,869 円
都道府県平均	38.6 歳	324,804 円	461,882 円	373,466 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和３年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース　（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2)職員の初任給の状況（３年４月１日現在）

区　分		新　潟　県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700円	182,200 円
	高 校 卒	154,900円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	152,700円	－
	中 学 卒	139,900円	－
高等学校教育職	大 学 卒	210,800円	－
	高 校 卒	166,100円	－
小・中学校教育職	大 学 卒	210,800円	－
	高 校 卒	166,100円	－
警 察 職	大 学 卒	222,900円	211,400 円
	高 校 卒	183,700円	173,400 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（３年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,281 円	358,198 円	384,058 円	398,948 円
	高 校 卒	229,333 円	292,133 円	347,653 円	371,156 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	360,099 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
高等学校	大 学 卒	311,369 円	396,552 円	421,591 円	426,875 円
教育職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
小・中学校	大 学 卒	316,110 円	390,814 円	411,559 円	417,926 円
教育職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
警 察 職	大 学 卒	289,237 円	386,666 円	400,623 円	394,651 円
	高 校 卒	258,961 円	345,531 円	386,658 円	400,879 円

※「－」は該当者3人以下もしくは該当者なし

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（３年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
1　級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	681	12.1	146,100	247,600
2　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	561	9.9	195,500	304,200
3　級	本庁の主任又はこれに相当する職の職務	775	13.7	231,500	350,000
4　級	(1) 本庁の課長補佐又はこれに相当する職の職務 (2) 本庁の係長又はこれに相当する職の職務 (3) 3級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	1,854	32.8	264,200	384,200
5　級	本庁の課長補佐又はこれに相当する職の職務で相当困難な業務又は相当高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	171	3.0	289,700	393,000
6　級	(1) 本庁の課長又はこれに相当する職の職務 (2) 5級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	1,296	23.0	319,200	410,200
7　級	(1) 本庁の部参事又はこれに相当する職の職務 (2) 6級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	247	4.4	362,900	444,900
8　級	(1) 本庁副部長若しくは部次長又はこれらに相当する職の職務 (2) 7級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	30	0.5	408,100	468,600
9　級	本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職の職務	31	0.6	458,400	527,500
10　級	本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	1	0.0	521,700	559,500

（注）１　新潟県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

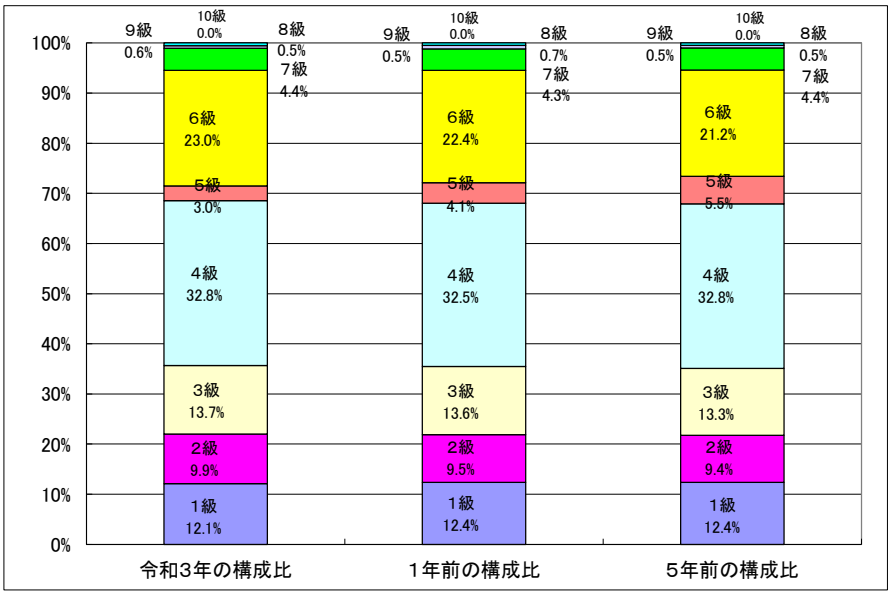

(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

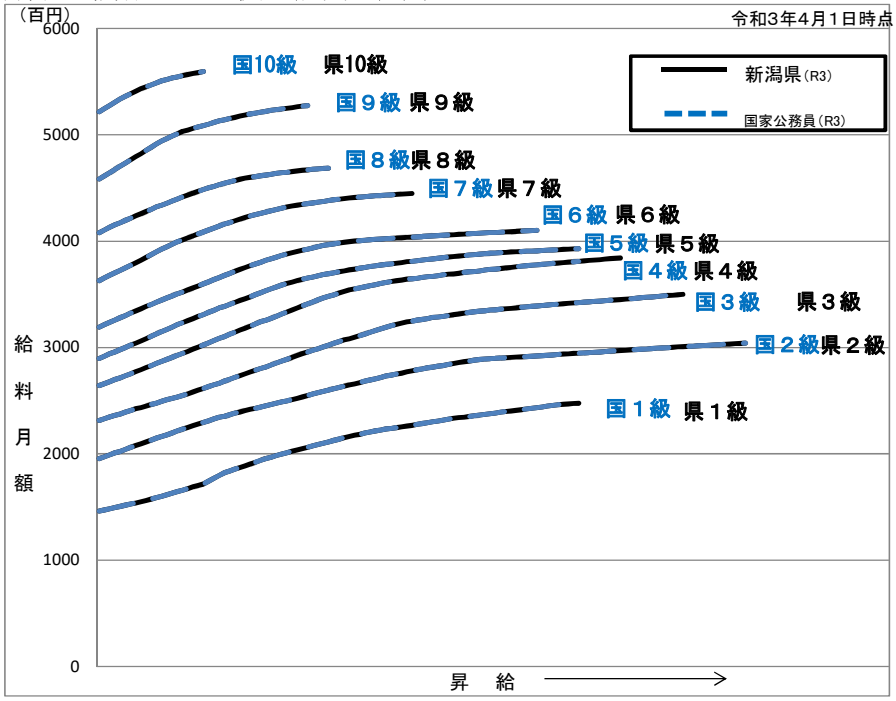

(3)昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

新　　潟　　県	国
1人当たり平均支給額(2年度決算) 1,596　千円	－
(2年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.85　月分 (1.40)　月分　(0.90)　月分	(2年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当（３年４月１日現在）

新　　潟　　県			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	無	)			
1人当たり平均支給額	3,812　千円	21,995　千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、２年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当（３年４月１日現在）

支給実績(2年度決算)		172,858 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		8,347 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
新潟県新潟市	1.5 %	6,846 人	3.0 %
新潟県新潟市以外	1.5 %	17,723 人	0.0 %
東京都特別区	20.0 %	23 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	6 人	16.0 %
東京都小平市	16.0 %	1 人	16.0 %
東京都府中市	15.0 %	1 人	15.0 %
埼玉県さいたま市	15.0 %	1 人	15.0 %
宮城県仙台市	6.0 %	1 人	6.0 %
宮城県仙台市	4.5 %	2 人	6.0 %
宮城県大河原町	1.5 %	2 人	0.0 %
岩手県盛岡市	0.0 %	1 人	0.0 % :
福島県南相馬市	0.0 %	4 人	0.0 % :
医師	16.0 %	24 人	16.0 %
平 均 支 給 率	1.53 %	－	0.87 %

（注） 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4)特殊勤務手当 （３年４月１日現在）

支給実績(2年度決算)	1,144,676 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	86,896 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	52.7 %
手当の種類(手当数)	43

手当の名称	主な支給対象職員(支給対象業務)	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	①農林水産部水産課等に勤務する職員が 潜水器具を着用して行う潜水作業に従事した場合 ②地域振興局等に勤務する職員が 圧搾空気内で行う作業に従事した場合 に支給	253 千円	1時間につき ①潜水深度 20mまでの場合310円 30mまでの場合780円 30mを超える場合1,500円 ②気圧 0.2ﾒｶﾞﾊﾟｽｶﾙまでの場合 210円 0.3ﾒｶﾞﾊﾟｽｶﾙまでの場合 560円 0.3ﾒｶﾞﾊﾟｽｶﾙを超える場合 1,000円
	③地域振興局等に勤務する職員がトンネル坑内の崩壊又は落盤のおそれのある箇所で行う測量、調査、監督等に従事した場合に支給	8 千円	日額560円
	④保健所等に勤務する職員が地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で測量、調査、監督等の作業に従事した場合に支給	51 千円	日額320円
	⑤ 妙法育成牧場等に勤務する職員が、起伏のある傾斜地において附属装置を装着したトラクターを運転する作業に従事した場合 ⑥ 妙法育成牧場に勤務する職員が、暴風雪警報又は大雪警報の発令下に道路において行う除雪車による除雪作業に従事した場合 に支給	77 千円	⑤日額300円 ⑥日額450円
	⑦地域振興局等に勤務する職員が、橋脚の基礎工事等において、水没のおそれのある水面下4m以上の深所で行う測量、調査、監督等の作業に従事した場合 ⑧地域振興局等に勤務する職員が、地下集水井の深さ4m以上の深所で行う測量、調査、監督等の作業に従事した場合 に支給	3 千円	日額220円
	⑨内水面水産試験場魚沼支場に勤務する職員が10月1日から翌年3月1日までの期間内において、養魚池の冷水内で淡水魚の飼育管理、選別等の作業に従事した場合に支給	3 千円	日額270円
災害応急作業手当	地域振興局等に勤務する職員が ①水防法第17条の規定に基づき水防団及び消防機関が出動して行う応急措置の実施についての必要な指示、同法第29条に規定する立退きの指示、地すべり等防止法第25条に規定する立退きの指示その他の現地において行う指導作業に従事した場合 ②異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある ア 河川の堤防等 イ 道路法第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通 行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 港湾施設 において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)に従事した場合 ③地すべりが発生し、又は発生のおそれの著しい箇所において行う巡回監視又は応急作業等に従事した場合 ④「①～③」に掲げる作業に相当する作業に従事した場合 に支給	47 千円	日額600円
	【東日本大震災に対処するための手当の特例】 ①原子力災害関連区域における作業 ア 帰還困難区域での作業 イ 居住制限区域での作業 ウ 警戒区域での作業 エ 計画的避難区域での作業 ②災害応急作業手当の特例 ③遭難救助等作業手当の特例		①1日につき ア 屋外 6,600円、屋内 1,330円 イ 屋外 3,300円、屋内 660円 ウ 屋外 6,600円、屋内 1,330円 エ 屋外 5,000円、屋内 1,000円 ②引き続き5日以上対象業務に従事した場合600円を加算 ③引き続き5日以上対象業務に従事した場合840円を加算

動物処理等作業手当	保健所等に勤務する職員がこう傷犬、野犬等の捕獲の作業、直接行うこう傷犬等の殺処分の作業又は動物の死体処理の作業で著しく不快であるものに従事した場合に支給	409 千円	日額400円
爆発物検査手当	①地域振興局等に勤務する職員が ア 火薬類取締法第35条に規定する保安検査若しくは同法第43条に規定する立入検査又は火薬類の製造施設等の災害調査 イ 高圧ガス保安法第35条に規定する保安検査若しくは同法第62条に規定する立入検査又は高圧ガスの製造施設等の災害調査 ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6に規定する保安検査若しくは同法第83条に規定する立入検査又は液化石油ガスの貯蔵施設等の災害調査 の作業に従事した場合 ②計量検定所に勤務する職員が液化石油ガスメーターの検定作業に従事した場合 に支給	33 千円	日額250円
有害物取扱手当	工業技術総合研究所等に勤務する職員が有害物(毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物等)を使用して行う試験、研究、検査等のうち ①有害物の使用に伴い発生する人体に有毒なガス、霧等を吸入するおそれがある作業に従事した場合 ②人体に有害な農薬を大量に散布する作業に従事した場合 に支給	444 千円	日額290円
種雄豚取扱手当	農業総合研究所畜産研究センターに勤務する職員が種雄豚の精液採取又は精液採取のため種雄豚を御する作業に従事した場合に支給	4 千円	日額230円
訓練業務手当	消防学校等に勤務する職員がはしご操法訓練等のため直接実技に従事した場合に支給	141 千円	日額600円
防疫等作業手当	保健所等に勤務する職員が ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症の患者若しくはその疑いのある者の診察、患者の移送、防疫又は病原体検査のための検査材料(以下「検体」という。)の採取若しくは取扱いの作業に従事した場合 ②結核患者又はその疑いのある者のエックス線撮影又は家庭訪問指導の作業に従事した場合 ③家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病(口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のとさつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合 に支給	4,148 千円	①～②1日につき290円 ③1日につき380円 (牛又は豚のとさつの作業に従事した場合にあっては、760円)
	【新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例】 ① 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(以下、「患者等」という。)に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業(②に掲げる作業を除く。) ② 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業		①1日につき 3,000円 ②1日につき 4,000円

県税賦課徴収手当	①地域振興局等に勤務する職員が専ら県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合 ②地域振興局等に勤務する職員(「①」を除く。)が直接納税者と接して行う県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合 に支給	49,653 千円	日額950円(別に定める職員にあっては570円)
環境衛生検査手当	保健所等に勤務する職員が ①大気汚染防止法第26条に規定する立入検査に従事した場合 ②新潟県生活環境の保全等に関する条例第138条第1項に規定する立入検査に従事した場合 ③水質汚濁防止法第15条又は第16条に規定する監視等のために行う海洋における採水作業に従事した場合 に支給	51 千円	日額300円
社会福祉業務手当	①福祉事務所等に勤務する職員が社会福祉法第15条に規定する指導監督・現業事務に従事した場合 ②身体障害者更生相談所等に勤務する職員が心理学的・職能的判定業務に従事した場合 ③女性福祉相談所に勤務する職員が生活指導の業務に従事した場合 に支給	8,492 千円	日額500円
	④児童相談所に勤務する職員が心理学的判定または現業の業務に従事した場合 に支給		日額950円
精神保健福祉相談手当	03k	2,135 千円	日額300円
漁業取締手当	農林水産部水産課等に勤務する職員が漁業法第74条第3項に規定する検査若しくは質問の業務若しくは同条第5項に規定する司法警察員の業務又はこれらを補助する業務に従事した場合に支給	26 千円	漁業監督吏員及び司法警察員 日額500円 漁業監督吏員又は司法警察員の業務を補助する職員 日額300円
漁業調査手当	①水産海洋研究所等に勤務する職員が船舶に乗り組んで漁業又は海洋に関する調査又は観測の作業に従事した場合 ②内水面水産試験場に勤務する職員が河川の水深50cm以上の箇所へ立ち入って漁業に関する調査の作業に従事した場合 に支給	366 千円	日額300円(漁ろうの作業に従事した場合にあっては500円)

用地交渉手当	地域振興局等に勤務する職員が用地の取得若しくは物件の補償又はこれらに直接関連する工事に関し、直接当該用地又は物件の所有者等と交渉する業務で面接を伴うものに従事した場合に支給	3,267 千円	日額650円(一部が深夜に行われた場合にあっては日額650円の1/2相当額を加算した額)
食肉衛生検査等手当	農業総合研究所畜産研究センター等に勤務する職員が ①と畜場法第14条の規定による獣畜のと殺、解体等の検査又は牛若しくは豚のと殺若しくは解体の作業に従事した場合 ②妙法育成牧場等に勤務する職員が死亡獣畜の解体等の処理作業に従事した場合 ③妙法育成牧場等に勤務する職員が牛の削蹄作業に従事した場合に支給	1 千円	①及び②日額600円 ③日額300円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師免許を有する職員が専ら家畜保健衛生業務に従事した場合に支給	7,655 千円	月額16,000円
特殊診療手当	はまぐみ小児療育センター等に勤務する医師等が診療業務に従事した場合に支給	8,085 千円	実績に応じ算定した額
農業教育実習手当	農業大学校に勤務する技術職員又は補助職員が農業に関する科目の授業及び実習を担当し、又は実習の補助業務に従事した場合(ただし、実習を伴う農業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数が、その者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない技術職員等を除く。)に支給	4,971 千円	技術職員 給料月額の100分の5 補助職員 給料月額の100分の2.5
職業訓練手当	職業能力開発校に勤務する職員が職業訓練業務に従事した場合(学科及び実技の訓練等を担当する日数が勤務日数の2分の1に満たない職員等を除く。)に支給	6,280 千円	給料月額の100分の5
夜間看護手当	コロニーにいがた白岩の里等に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は生活介助の業務に従事した場合に支給	36,217 千円	勤務時間の全部が深夜 1回7,300円 深夜の勤務が4h以上 1回3,550円 深夜の勤務が2h以上4h未満 1回3,100円 深夜の勤務が2h未満 1回2,150円
教員特殊業務手当	小学校、中学校又は高等学校等に勤務する教諭等が ①学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護等 イ 児童又は生徒に負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 に従事した場合 ②修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合 ③対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うものに従事した場合 ④学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事した場合 ⑤入学検査における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うものに従事した場合 その業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶときに支給	382,766 千円	① ア日額5,250円(正規の勤務時間以外の時間等において6時間以上従事した場合(以下「6時間以上」という。)8,000円)激甚災害時に、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務に従事した場合10,500円 (6時間以上16,000円) イ及びウ日額5,000円 (6時間以上7,500円) ②及び③日額5,100円 ④令和2～3年度 日額1,800円(4時間以上3,600円) 令和4年度以降 日額1,800円(3時間以上2,700円) ⑤日額900円

多学年学級担当手当	小学校、中学校又は中等教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭等が授業又は指導に従事した場合(ただし、2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない教諭等を除く)に支給	5,741	千円	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導　日額350円 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導　日額290円
教育業務連絡指導手当	教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で教務主任等を担当する者が当該担当に係る業務に従事した場合に支給	118,213	千円	日額200円
夜間実習教育手当	高等学校に勤務する教諭等が泊を伴う ①夜間又は早朝に学校の施設において行う農業に関する教科の実習の業務に従事した場合 ②漁業実習船に乗り組んで行う航海実習又は漁業実習の業務に従事した場合 に支給	172	千円	①日額900円 ②日額2,000円
兼務授業担当手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等に勤務する教諭等が ①勤務する学校で本務とする課程(全日制の課程又は定時制の課程等)以外の課程における授業、面接指導又は添削指導の業務に従事した場合 ②本務とする学校以外の学校における授業、面接指導又は添削指導の業務に従事した場合 に支給	25,173	千円	従事した授業1単位時間につき1,300円 報告書の添削1通につき100円
航空業務手当	警察職員等が、 ①航空機の操縦業務に従事した場合 ②航空機の整備業務に従事した場合 ③捜索救難、調査等の業務(①及び②の業務を本務とする職員を除く。) に従事した場合 に支給	15,718	千円	搭乗した時間1時間につき ①5,100円 ②2,200円 ③1,900円 (低空飛行等により加算措置あり)
爆発物処理等作業手当	警察職員が ①爆発物容疑物件(以下「容疑物件」という。)の種類等の識別又は認定の作業に従事した場合 ②危険防止のため、容疑物件の周囲に砂袋、タイヤ等を積み上げる等の遮へい作業に従事した場合 ③容疑物件の冷却又はエックス線撮影の作業に従事した場合 ④容疑物件の処理筒への収納又は搬送の作業に従事した場合 ⑤容疑物件の解体又は爆破の作業に従事した場合 ⑥特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)又はその疑いのある物質の処理作業に従事した場合 ⑦特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(⑥を除く。)に従事した場合 ⑧特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業に従事した場合 に支給	0	千円	①～⑤1件5,200円 ⑥日額4,600円 ⑦日額250円 ⑧日額460円
遭難救助等作業手当	警察職員等が ①遭難時又は災害時において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者又は被災者の捜索又は救助の作業に従事した場合 ②異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺おいて行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業に従事した場合 に支給	102	千円	①日額600円 ②日額840円(著しく危険である区域で行われた場合にあっては1,680円)
運転免許路上試験等手当	警察職員が道路における自動車運転免許試験業務又は道路における自動車運転技能診断業務に従事した場合に支給	104	千円	日額300円
核原料物質等輸送警備手当	警察官が核原料物質等を積載した車列を警察車両で追従し又は先導して警備する業務に従事した場合に支給	0	千円	日額640円

身辺警護等業務手当	警察官が天皇若しくは皇族の身辺の警衛又は警護対象者の身辺の警護に従事した場合に支給	109	千円	日額640円(天皇、皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃又は悠仁親王の警衛は1,150円)
銃器犯罪捜査従事手当	警察官が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う ①犯罪現場において銃器又は銃器容疑物を使用している犯人の逮捕等の業務に従事した場合 ②銃器を所持する犯人の逮捕の業務に従事した場合 ③「①」に掲げる業務に付随する固定配置の業務に従事した場合 ④「②」に掲げる業務に付随する固定配置の業務(銃器を使用した犯人の逮捕の業務に限る。)に従事した場合 ⑤銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等の直近に配置されて行われる警戒の業務に従事した場合 ⑥暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務に従事した場合 に支給	0	千円	①日額1,640円 ②及び③日額1,100円 ④～⑥日額820円
犯罪捜査手当	警察官(警部以下の階級にある者に限る)が犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは取調べ(以下「犯罪捜査等」という。)の業務に従事した場合に支給	149,580	千円	日額500円
交通捜査手当	①警察官(警部以下の階級にある者に限る)が高速自動車国道において次の業務に従事した場合 ア　交通事故捜査の業務 イ　暴走族に係る捜査及び取締りの業務 ウ　飲酒運転及び無免許運転等の悪質で危険な交通違反の捜査の業務 ②警察官が高速自動車国道以外の道路において前号アからウまでに掲げる業務に従事した場合 ③警察官が次に掲げる業務(①②に掲げる業務を除く。)に従事した場合 ア　交通取締用自動車(自動二輪車に限る。)を運転して行う交通取締りの業務 イ　高速自動車国道において交通取締用自動車(自動二輪車を除く。ウにおいておなじ。)を運転して行う交通取締りの業務 ウ　高速自動車国道以外の道路等において交通取締用自動車を運転して行う交通取締りの業務 ④警察官が交通整理又は交通取締りの業務(①②③に掲げる業務を除く。)に従事した場合 ⑤交通巡視員が交通整理、駐停車違反者に対する告知、移動命令等の是正措置又は歩行者に対する通行方法の指示等の業務に従事した場合 に支給	60,571	千円	①の業務 日額700円 ②と③ア・イの業務 日額 500円 ③ウと④の業務 日額400円 ⑤の業務 日額300円
警ら手当	①警察官が警ら業務に従事した場合(②を除く。) ②警察官が無線自動車を運転して警ら業務に従事した場合 に支給	58,357	千円	①日額300円 ②日額400円
留置施設看守手当	警察官(女性警察官に代わって女性被留置者の身体検査等を行うためあらかじめ指定された女性職員を含む。)が留置施設の看守の業務又は被疑者(被告人その他法令により拘禁されている者を含む。)の護送業務に従事した場合に支給	12,683	千円	日額300円
犯罪鑑識手当	警察職員(警察官にあっては、警部以下の階級にある者に限る。)が ①指紋、手口又は写真を利用して行う犯罪鑑識の業務に従事した場合 ②理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務に従事した場合に支給	6,338	千円	犯罪現場において従事する場合 日額500円 犯罪現場以外において従事する場合 日額300円
補導業務手当	警察職員が少年の非行化の防止のための街頭補導又は有害環境の発見の業務に従事した場合に支給	385	千円	日額300円

遠隔地水上警戒作業手当	警察職員が海上保安庁の巡視船に乗り組み、遠隔地の離島周辺海域における水上警戒作業に従事した場合に支給	0 千円	日額1,100円
死体取扱手当	警察職員が ①検視、検証、実況見分又は見分のための死体取扱業務に従事した場合 ②死体解剖の補助業務に従事した場合 に支給	55,533 千円	死体1体につき ①1,600円(心身に著しい負担を与えると認められた場合等は3,200円) ②3,200円
夜間特殊業務手当	警察職員が深夜において(正規の勤務時間に限る。) ①有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務に従事した場合 ②電子計算機の監視、運用又は保守の業務に従事した場合 ③警ら業務に従事した場合 ④交通事故の捜査、交通整理又は交通取締りの業務に従事した場合 ⑤留置施設の看守の業務に従事した場合 ⑥犯罪捜査等の業務に従事した場合 ⑦犯罪鑑識の業務に従事した場合 に支給	113,815 千円	勤務1回につき730円(深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては410円)
夜間緊急業務手当	警察職員が正規の勤務時間以外の時間において突発的に発生した業務に従事するために緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられ、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間である状況下で爆発物処理等作業手当、遭難救助等作業手当、犯罪捜査手当、交通捜査手当、犯罪鑑識手当又は死体取扱手当の支給対象業務に従事した場合に支給	857 千円	勤務1回につき620円(心身に著しい負担を与える場合にあっては、1,240円)

(5)時間外勤務手当

支給実績（２年度決算）	4,726,777 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	435,607 円
支給実績（元年度決算）	4,635,763 千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	423,125 円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和２年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当（３年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者(6,500円) 子(10,000円) 父母等(6,500円) 15歳以上22歳以下加算措置あり(1人5,000円)	同		2,676,737 千円	240,152 円
住居手当	月額10,000円を超える家賃を支払っている職員に対し27,000円まで支給 ①家賃が10,000円を超え21,000円以下の場合 家賃－10,000＝手当額 ②家賃が21,000円を超える場合 (家賃－21,000)/2＋11,000＝手当額(27,000円限度)	異なる	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し28,000円まで支給	2,068,751 千円	274,370 円
通勤手当	・交通機関を利用する職員 負担している運賃額に応じ、1か月当たり最高55,000円を支給 ・自家用車を利用する職員 使用距離に応じ最高44,100円を支給	異なる	自家用車(最高31,600円まで支給)	3,243,011 千円	145,609 円
単身赴任手当	異動に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった職員に(30,000円 ～100,000円まで)支給	同		389,790 千円	357,934 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に勤務地に応じて給料及び扶養手当の合計額の100分の20を超えない範囲内で支給	同		120,901 千円	232,503 円
特地勤務手当に準ずる手当	生活の著しく不便な地に所在する公署への異動に伴って住居を移転した場合、3年以内の期間、給料及び扶養手当の月額の100分の6を超えない範囲内で支給	同		63,434 千円	154,340 円
へき地手当	山間地等に所在する学校及び共同調理場で勤務する職員に対して、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で支給	－		319,585 千円	259,825 円
へき地手当に準ずる手当	へき地学校等への異動に伴って職員が住居を移転した場合、当該異動から3年以内の期間、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を超えない範囲で支給	－		83,488 千円	150,701 円

休日給	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務を命ぜられた職員に支給 1時間当たりの単価 (給料等×12×1.35)÷((1週間当たりの勤務時間×52)−(当該勤務の属する年度の祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数×7.75時間))	異なる	1時間当たりの単価 (俸給月額等×12×1.35)÷(1週間当たりの勤務時間×52)	763,453 千円	143,076 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 1時間当たりの単価 (給料等×12×0.25)÷((1週間当たりの勤務時間×52)−(当該勤務の属する年度の祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数×7.75時間))	異なる	1時間当たりの単価 (俸給月額等×12×0.25)÷(1週間当たりの勤務時間×52)	294,032 千円	112,312 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間等に宿直勤務又は日直勤務として本来の勤務に従事しないで庁舎及び設備の保全等の特殊な業務を命ぜられた職員に支給	同		673,792 千円	203,256 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、給料月額の100分の25の範囲内で支給	同		1,422,319 千円	690,111 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同		22,911 千円	63,290 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難であると認められる職(医師、歯科医師又は獣医師等)に新たに採用された職員に支給	同		84,744 千円	1,115,053 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に世帯区分に応じ、11月から翌年3月まで(月額7,360～17,800円)支給	同		570,224 千円	60,902 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校の教育職員に対し、給料の月額100分の5～100分の3(管理職手当を受ける者にあっては月額の100分の4～100分の2)を乗じて得た額を支給	−		35,646 千円	140,339 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く県立高等学校の職員のうち農業、水産又は工業に関する課程において実習を伴う科目を主として担任する場合(補助含む)に給料月額の100分の5(定時制通信教育手当を受ける者にあっては100分の3)を乗じて得た額を支給	−		90,777 千円	219,799 円

農林漁業普及指導手当	農業、林業、水産業又は農漁村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導又は調査研究に専ら従事する職員に給料月額の100分の6の範囲内で支給	－		64,865 千円	222,140 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に月額8,000円を超えない範囲内で支給	－		934,588 千円	64,915 円
災害派遣手当	国又は他の地方公共団体から災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に日額6,620円を超えない範囲内で支給	－		－ 千円	－ 円

５　特別職の報酬等の状況（３年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,020,800	円	(1,276,000 円)
	副知事	849,150	円	(999,000 円)
報酬	議長	890,100	円	(989,000 円)
	副議長	778,500	円	(865,000 円)
	議員	712,800	円	(792,000 円)
期末手当	知事	(2年度支給割合)		
	副知事	3.30 月分		
		(給料月額に100分の45を加算した額)		
	議長	(2年度支給割合)		
	副議長	3.30 月分		
	議員	(給料月額に100分の45を加算した額)		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知事	給料×在職月数×0.61	37,361,280 円	任期毎
	副知事	給料×在職月数×0.42	20,139,840 円	任期毎
	備考			

(注) 1　給料及び報酬の（　）内は、削減措置を行う前の金額です。

2　退職手当の「１期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）務めた場合の見込額です。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 令和2年	職員数 令和3年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	35	35	0	
		総務企画	845	824	△ 21	業務執行方法の見直し等
		税務	280	274	△ 6	業務執行方法の見直し等
		民生	518	524	6	児童相談所の体制強化等
		衛生	678	681	3	新型コロナウイルス感染症対策業務の体制強化等
		労働	92	88	△ 4	業務執行方法の見直し等
		農林水産	1,585	1,561	△ 24	業務執行方法の見直し等
		商工	237	234	△ 3	業務執行方法の見直し等
		土木	1,330	1,313	△ 17	災害復旧業務の進捗等
		計	5,600	5,534	△ 66	(参考:人口10万当たり職員数 249.94人)
	教育部門		14,647	14,340	△ 307	児童・生徒数減に伴う教職員の減等
	警察部門		4,748	4,763	15	警察官の欠員補充に伴う増加等
	小　計		24,995	24,637	△ 358	(参考:人口10万当たり職員数 1,113.02人)
公営企業会計等部門	病院部門		3,595	3,537	△ 58	診察体制の見直し等
	下水道部門		36	35	△ 1	業務執行方法の見直し等
	その他		180	177	△ 3	企業会計システム開発終了による業務量減等
	小　計		3,811	3,749	△ 62	
合　計			28,806 [32,186]	28,386 [32,186]	△ 420 [ ]	(参考:人口10万当たり職員数 1,282.49人)

（注）１　職員数は一般職に属する職員数です。

２　[　　]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（３年４月１日現在）

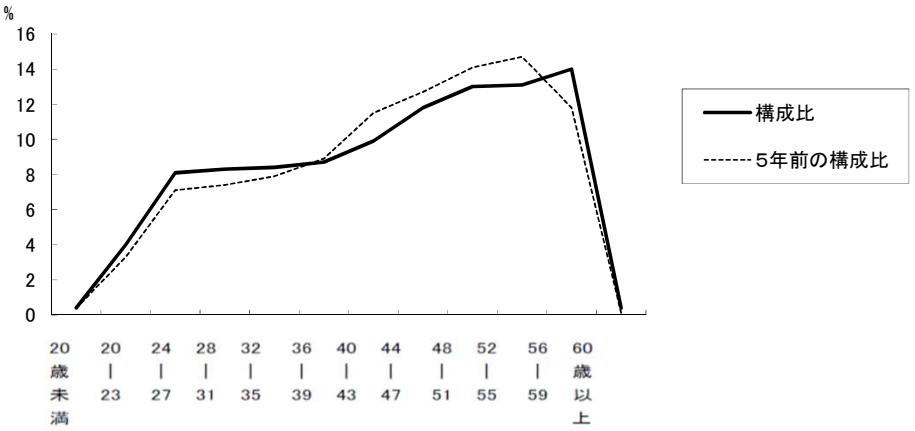

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 98	人 1,060	人 2,127	人 2,181	人 2,211	人 2,307	人 2,620	人 3,107	人 3,428	人 3,455	人 3,690	人 99	人 26,383

（注）　育児休業中の職員等を除いています。

(3)職員数の推移

（単位：人・%）

年度 / 部門別	28年	29年	30年	元年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	5,760	5,706	5,690	5,684	5,600	5,534	△ 226	(△3.9%)
教　育	19,286	15,132	14,917	14,854	14,647	14,340	△ 4,946	(△25.6%)
警　察	4,733	4,768	4,775	4,769	4,748	4,763	30	(0.6%)
普通会計計	29,779	25,606	25,382	25,307	24,995	24,637	△ 5,142	(△17.3%)
公営企業等会計計	3,884	3,933	3,930	3,843	3,811	3,749	△ 135	(△3.5%)
総合計	33,663	29,539	29,312	29,150	28,806	28,386	△ 5,277	(△15.7%)

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7　公営企業職員の状況

(1)　電気事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 4,806,678	千円 4,148,968	千円 880,888	% 18.3	% 20.0

(注)　職員給与費には法定福利費を含みます。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
2年度	人 98	千円 403,273	千円 79,563	千円 163,694	千円 646,530	千円 6,597

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,733

(注) 1　職員手当には退職手当を含みません。
2　職員数については、令和３年３月31日現在の人数です。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ　特記事項

1(6)と同様の臨時的削減措置を実施

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（３年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
新潟県	46.3　歳	356,833　円	549,770　円
団体平均	42.2　歳	357,206　円	558,503　円

(注) 1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
(注) 2　令和２年度決算額を基に算出しています。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

新潟県(電気事業)	新潟県（一般行政職）
1人当たり平均支給額(2年度) 1,670　千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,596　千円
(2年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.85　月分 (1.40)　月分　(0.90)　月分	(2年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.85　月分 (1.40)　月分　(0.90)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（３年４月１日現在）

新潟県(電気事業)			新潟県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	－　千円	20,529　千円	1人当たり平均支給額	3,812　千円	21,995　千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、２年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（３年４月１日現在）

支給実績(2年度決算)			370 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)			3,780 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.5 %	102 人	1.5 %

エ　特殊勤務手当（３年４月１日現在）

支給総額(令和元年度決算)	2,136 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	37,477 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	58.2 %
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員(支給対象業務)	支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
年末年始勤務手当	発電管理センターに勤務するダム管理職員が12月31日から翌年1月3日までの間に正規の勤務時間を割り振られ、3日以上連続して宿泊を伴う勤務をした場合に支給	74 千円	日額4,900円
危険作業手当	高所作業、深所作業、水上作業等に従事した場合に支給	2,063 千円	作業の種類に応じて日額220円～1,200円
用地交渉手当	用地の取得若しくは物件の補償又はこれらに直接関連する工事に関し、直接当該用地又は物件の所有者等と交渉する業務で面接を伴うものに従事した場合に支給	0 千円	日額650円(一部が深夜に行われた場合にあっては日額650円の1/2相当額を加算した額)

オ　時間外勤務手当

支給実績（２年度決算）	19,739 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年決算）	219 千円
支給実績（元年度決算）	27,181 千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	320 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含みます。

カ　その他の手当（３年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		15,992 千円	271,051 円
住居手当	同上	同		2,826 千円	235,512 円
通勤手当	同上	同		24,406 千円	287,125 円
管理職手当	同上	同		8,157 千円	815,712 円
寒冷地手当	同上	同		250 千円	62,421 円
単身赴任手当	同上	同		456 千円	455,544 円
宿日直手当	同上	同		5,199 千円	167,694 円
管理職員特別勤務手当	同上	同		33 千円	16,268 円

(2)　工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 2,936,048	千円 −870,802	千円 332,600	% 11.3	% 18.2

(注) 1　職員給与費には法定福利費を含みます。
2　資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,172千円を含みません。

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
2年度	人 37	千円 154,926	千円 25,280	千円 62,920	千円 243,126	千円 6,571

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,443

(注) 1　職員手当には退職手当を含みません。
2　職員数は、令和３年３月31日現在の人数です。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ　特記事項

1(6)と同様の臨時的削減措置を実施

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（３年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 潟 県	47.1　歳	362,026　円	547,581　円
団体平均	44.3　歳	348,807　円	536,371　円

(注) 1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
(注) 2　令和２年度決算額を基に算出しています。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

新潟県(工業用水道事業)	新潟県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(2年度) 1,701　千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,596　千円
(2年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.85　月分 (1.40)　月分　(0.90)　月分	(2年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.85　月分 (1.40)　月分　(0.90)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（３年４月１日現在）

新潟県(工業用水道事業)			新潟県 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	- 千円	20,529 千円	1人当たり平均支給額	3,812 千円	21,995 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、２年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（３年４月１日現在）

支給実績(2年度決算)		134 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		3,616 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.5 %	37 人	1.5 %

エ　特殊勤務手当（３年４月１日現在）

支給総額(2年度決算)	280 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	12,726 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	59.5 %
手当の種類(手当数)	2

手当の名称	主な支給対象職員(支給対象業務)	支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	「(1) 電気事業」と同じ	280 千円	「(1) 電気事業」と同じ
用地交渉手当	同上	0 千円	同上

オ　時間外勤務手当

支給実績（２年度決算）	5,945 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	175 千円
支給実績（元年度決算）	9,802 千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	306 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含みます。

カ　その他の手当（３年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		5,679 千円	258,147 円
住居手当	同上	同		1,610 千円	322,018 円
通勤手当	同上	同		4,399 千円	137,460 円
管理職手当	同上	同		3,060 千円	1,019,989 円
寒冷地手当	同上	同		500 千円	55,569 円
単身赴任手当	同上	同		912 千円	456,228 円
宿日直手当	同上	同		2,738 千円	228,167 円
管理職員特別勤務手当	同上	同		23 千円	22,705 円

(3)　工業用地造成事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 532,322	千円 846,966	千円 52,912	% 9.9	% 6.2

(注)　職員給与費には法定福利費を含みます。

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
2年度	人 6	千円 24,780	千円 4,380	千円 10,298	千円 39,458	千円 6,576

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 -

(注) 1　職員手当には退職手当を含みません。
2　職員数は、令和３年３月31日現在の人数です。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ　特記事項

1(6)と同様の臨時的削減措置を実施

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（３年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 潟 県	44.6　歳	358,795　円	548,023　円
団体平均	－　歳	－　円	－　円

(注) 1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
(注) 2　令和２年度決算額を基に算出しています。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

新潟県(工業用水道事業)	新潟県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(2年度) 1,716　千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,596　千円
(2年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.85　月分 (1.40)　月分　(0.90)　月分	(2年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.85　月分 (1.40)　月分　(0.90)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（３年４月１日現在）

新潟県(工業用地造成事業)			新潟県 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	－ 千円	20,529 千円	1人当たり平均支給額	3,812 千円	21,995 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、２年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（３年４月１日現在）

支給実績(2年度決算)		28 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		4,741 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.5 %	6 人	1.5 %

エ　特殊勤務手当（３年４月１日現在）

支給総額(2年度決算)	－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	－ 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	－ %
手当の種類(手当数)	－

オ　時間外勤務手当

支給実績（２年度決算）	1,673 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	279 千円
支給実績（元年度決算）	3,012 千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	602 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含みます。

カ　その他の手当（３年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		1,025 千円	256,192 円
住居手当	同上	同		235 千円	235,264 円
通勤手当	同上	同		600 千円	119,954 円
管理職手当	同上	同		812 千円	812,137 円
単身赴任手当	同上	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	同上	同		6 千円	5,760 円

(4) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円	千円	千円	%	%
	73,731,364	342,993	36,983,058	50.2	49.4

(注) 職員給与費には法定福利費を含みます。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
2年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	3,761	16,425,128	6,109,108	5,423,311	27,957,547	7,434

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円
7,527

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、３年３月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

1(6)と同様の臨時的削減措置を実施

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（３年４月１日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
医師	新潟県	46.1 歳	553,792 円	1,602,862 円
	団体平均	42.6 歳	580,048 円	1,451,390 円
看護師	新潟県	42.2 歳	336,015 円	537,453 円
	団体平均	39.8 歳	304,457 円	494,316 円
事務職員	新潟県	45.5 歳	343,828 円	542,433 円
	団体平均	44.2 歳	348,967 円	549,991 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新潟県(病院事業)	新潟県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(2年度) 1,441 千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,596 千円
(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.85 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.85 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（３年４月１日現在）

新潟県(病院事業)			新潟県 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	2,585 千円	20,217 千円	1人当たり平均支給額	3,812 千円	21,995 千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、２年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（３年４月１日現在）

支給実績(2年度決算)			353,777 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)			94,065 円
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	16.0 %	391 人	16.0 %
県内全市町村	1.5 %	2,796 人	1.5 %

エ　特殊勤務手当（３年４月１日現在）

支給総額(2年度決算)	2,040,418 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	861,299 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	66.0 %
手当の種類(手当数)	8

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	看護師、准看護師の行う深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護業務に従事した場合に支給		413,767 千円	勤務時間が深夜の全部を含む場合 6,800円 勤務時間が深夜の一部を含む場合、深夜における勤務時間が 4h以上　3,300円 2～4h未満　2,900円 2h未満　2,000円
解剖補助手当	臨床検査技師の行う死体解剖の補助業務に従事した場合に支給		64 千円	1日　3,200円
特殊診療手当	医師が診療業務に従事した場合に支給	1,599,348 千円		診療業務 ■特例者(放射線科、麻酔科、病理検査課及び研究部専任の医師及び大規模病院の院長等)の場合 以下の①～③の合計額 ①稼働額区分＝A×0.377／病院医師数 ②経験年数区分＝0～130,000円で医師免許取得年数に応じた額 ③地域区分＝0～219,200円で勤務する病院に応じた額 ■特例者以外の医師の場合 以下の①～③の合計額 ①稼働額区分 ｛｛(A＊0.377)－特例者支給額計｝＊0.3＊D／B｝／E ＋｛｛(A＊0.377)－特例者支給額計｝＊0.7＊C／A｝／E ＝ 稼働額区分　支給額 ※A　病院の当月技術料収入計(非常勤のみの診療科分を除く) B　病院の当月患者数計(非常勤のみの診療科分を除く) C　診療科の当月技術料収入計 D　診療科の当月患者数計 E　診療科の当月医師数(パート換算含む) ②経験年数区分＝0～130,000円で医師免許取得後年数に応じた額 ③地域区分＝0～219,200円で勤務する病院に応じた額 ■管理職手当受給者が正規の勤務時間を超えて勤務した場合(管理職員特別勤務手当の支給を受ける場合を除く) 6h以下　8,000円 6h超　12,000円
応援診療手当	医師が ①他病院の診療業務 ②他病院の宿日直業務 ③他科手術の全身麻酔業務 に従事した場合に支給		16,507 千円	①1日20,000円(3h未満13,500円) ②1回7,000円(5h未満3,500円) ③1件7,000円
講義手当	医師、看護師が看護専門学校の講義・実習指導業務に従事した場合に支給		1,969 千円	医師　1h 2,000円 医師以外 講義1h1,000円 実習指導1日1,000円
緊急出動手当	看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師が勤務時間以外の緊急呼出による勤務に従事した場合に支給		6,286 千円	1回1,620円
祝日等出勤手当	看護師、准看護師、栄養士、調理師が12月29日から翌年の1月3日までの間において勤務に従事した場合に支給(経過措置)		4,146 千円	1回1,800円(5h未満900円)
防疫等作業手当	【新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例】 ①　新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(以下、「患者等」という。)に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業(②に掲げる作業を除く。) ②　患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業		67,426 千円	①1日につき 3,000円 ②1日につき 4,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（２年度決算）	1,412,158 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	445 千円
支給実績（元年度決算）	1,555,596 千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	475 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含みます。

カ　その他の手当（３年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		326,711 千円	244,362 円
住居手当	同上	同		283,105 千円	278,373 円
通勤手当	同上	同		338,688 千円	131,224 円
単身赴任手当	同上	同		20,338 千円	376,630 円
特地勤務手当	同上	同		17,977 千円	157,690 円
夜勤手当	同上	同		256,790 千円	137,468 円
宿日直手当	同上	同		206,454 千円	211,748 円
管理職手当	同上	同		108,930 千円	963,976 円
管理職員特別勤務手当	同上	同		12,142 千円	213,018 円
初任給調整手当	同上	同		1,241,881 千円	3,096,960 円
寒冷地手当	同上	同		84,596 千円	59,913 円

(5) 流域下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 元年度の総費用に占める職員給与費比率
2年度	千円 11,903,609	千円 1,062,230	千円 62,917	% 0.5	% 2.6

(注) 1 職員給与費には法定福利費を含みます。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費202,869千円を含みません。

区 分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B/A
2年度	人 36	千円 146,669	千円 34,259	千円 59,437	千円 240,365	千円 6,677

(参考)都道府県平均一人当たり給与費
千円 6,396

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、３年３月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

1(6)と同様の臨時的削減措置を実施

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（３年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新潟県	45.0 歳	338,891 円	556,400 円
団体平均	43.7 歳	355,696 円	533,366 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新潟県(流域下水道事業)	新潟県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(2年度) 1,651 千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,596 千円
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（３年４月１日現在）

新潟県(流域下水道事業)			新潟県 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	3,812 千円	21,995 千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、２年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（３年４月１日現在）

支給実績(2年度決算)	133 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	6,052 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.5 %	22 人	1.5 %

エ　特殊勤務手当（３年４月１日現在）

支給総額(2年度決算)	10	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	619	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	47.2	%
手当の種類(手当数)	3	

手当の名称	主な支給対象職員(支給対象業務)	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	「(1) 電気事業」と同じ	－ 千円	「(1) 電気事業」と同じ
特殊現場作業手当	職員が、橋脚の基礎工事等において、水没のおそれのある水面下4m以上の深所で行う測量、調査、監督等の作業に従事した場合 職員が、地下集水井の深さ4m以上の深所で行う測量、調査、監督等の作業に従事した場合に支給	2 千円	日額220円
災害応急作業手当	職員が ①水防法第17条の規定に基づき水防団及び消防機関が出動して行う応急措置の実施についての必要な指示、同法第29条に規定する立退きの指示、地すべり等防止法第25条に規定する立退きの指示その他の現地において行う指導作業に従事した場合 ②異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある ア 河川の堤防等 イ 道路法第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 港湾施設 において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)に従事した場合 ③地すべりが発生し、又は発生のおそれの著しい箇所において行う巡回監視又は応急作業等に従事した場合 ④「①～③」に掲げる作業に相当する作業に従事した場合 に支給	8 千円	日額600円
	【東日本大震災に対処するための手当の特例】 ①原子力災害関連区域における作業 ア 帰還困難区域での作業 イ 居住制限区域での作業 ウ 警戒区域での作業 エ 計画的避難区域での作業 ②災害応急作業手当の特例 ③遭難救助等作業手当の特例		①1日につき ア 屋外 6,600円、屋内 1,330円 イ 屋外 3,300円、屋内 660円 ウ 屋外 6,600円、屋内 1,330円 エ 屋外 5,000円、屋内 1,000円 ②引き続き5日以上対象業務に従事した場合600円を加算 ③引き続き5日以上対象業務に従事した場合840円を加算

オ　時間外勤務手当

支給実績（２年度決算）	16,019 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	444 千円
支給実績（元年度決算）	15,855 千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	417 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含みます。

カ　その他の手当（３年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		5,411 千円	257,666 円
住居手当	同上	同		3,326 千円	277,125 円
通勤手当	同上	同		6,039 千円	183,010 円
単身赴任手当	同上	同		0 千円	0 円
宿日直手当	同上	同		26 千円	8,800 円
管理職手当	同上	同		3,293 千円	823,365 円
管理職員特別勤務手当	同上	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	同上	同		0 千円	0 円